

介 第 2131 号

平成25年3月22日

指定介護療養型医療施設開設者 様

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第110条第1項及び第2項の規定により「倉敷市介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日倉敷市条例第64号）」（以下「指定介護療養型医療施設条例」という。）及び「倉敷市介護療養型医療施設の運営に関する基準を定める規則（平成25年3月14日倉敷市規則第20号）」（以下「指定介護療養型医療施設規則」という。）を定め，平成25年4月1日より施行することとしています。その運用に当たっては，次のことに留意し，適切に対応してください。

記

1 本市独自基準以外の基準についての運用

第2に定めるもののほか，「指定介護療養型医療施設条例」及び「介護療養型医療施設規則」の運用に当たっては，「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）の運用のために発出された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準について」（平成1

2年3月17日付け老企第45号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定介護療養型医療施設の開設者は、適正な事業運営をすること。

2 本市独自基準についての運用

「指定介護療養型医療施設条例」及び「指定介護療養型医療施設規則」において本市独自に盛り込まれた基準については、市独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護療養型医療施設の開設者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

1 取扱方針に規定する質の評価

(指定介護療養型医療施設条例第9条第6項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入院患者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

2 虐待防止等に係る研修

(指定介護療養型医療施設条例第11条第1項)

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

指定介護療養型医療施設の開設者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

3 成年後見制度の活用

(指定介護療養型医療施設条例第11条第1項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

指定介護療養型医療施設の開設者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(入院患者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入院患者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入院患者に紹介する等関係機関と連携し、入院患者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

4 非常災害対策

(指定介護療養型医療施設条例第13条)

指定介護療養型医療施設の開設者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、指定介護療養型医療施設として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 消火設備等の非常災害に際して必要となる設備を、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等の規定に従い、確実に設置しなければならない。

イ 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の状態や当該施設が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施設の一部か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

ウ イの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

エ 指定介護療養型医療施設の開設者は、非常災害時にその入院患者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

オ 非常災害時には、当該施設の入院患者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

5 内容及び手続きの説明及び同意

(指定介護療養型医療施設規則第2条第1項)

準用する基準省令解釈通知に加え、患者及び指定介護療養型医療施設双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

6 食事に規定する地産地消

(指定介護療養型医療施設規則第16条第2項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

7 その他のサービスの提供に規定するレクリエーション

(指定介護療養型医療施設規則第17条第1項)

充実した日常生活につながるよう、入院患者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

8 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護療養型医療施設規則第31条第2項)

各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、入院患者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。入院患者との契約が継続している間において、当該入院患者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

指定介護療養型医療施設においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、5年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、

それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6，10（2），11（8）及び26（2）の「二年間」は，指定介護療養型医療施設条例の規定に従い，「五年間」とする。

9 ユニット型指定介護療養型医療施設

（1）取扱方針に規定する質の評価

（指定介護療養型医療施設条例第21条第8項）

基本的に同趣旨であるため，1を参照すること。

（2）食事に規定する地産地消

（指定介護療養型医療施設規則第35条第2項）

基本的に同趣旨であるため，6を参照すること。

（3）準用

（指定介護療養型医療施設規則第40条）

準用の規定により，5及び8を参照すること。

2，3及び4については，ユニット型介護療養型医療施設以外の介護療養型医療施設と共通する事項であるため，それぞれ参照すること。